

監査委員告示第 4 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成25年 8月27日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 大 沼 久

記

- 1 監査の範囲 平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)の一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監査対象課
平成25年 8月27日 (火)	総務課、市民課 (特別会計)

3 監査の結果

提出された監査資料、諸帳簿等を審査した結果、予算執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて、概ね適正に執行されているものと認められる。

総務課については、随意契約の理由・根拠法令の明記、扶養手当申請書の記入、見積書の收受印、また、市民課については、起案文書の整理について留意を求めた。